

令和4年第6回(9月)川南町議会定例会会議録

令和4年9月20日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年9月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第47号 川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて
- 日程第2 議案第48号 川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関
- 日程第3 議案第49号 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第5 議案第51号 令和4年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第52号 令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第53号 令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第54号 令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第55号 令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 認定第 1号 令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和3年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 2号 2050年ゼロカーボンシティかわみなみについて
- 日程第19 議員派遣の件について
- 日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に御移動願います。

午前09時01分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

台風14号につきまして、避難状況、それから町内の停電、それから現在の被害について、報告をさせていただきます。避難状況につきましては、17日土曜日午後5時から、19日月曜日午前8時まで、農村環境改善センターに避難所を開設し、避難者が76名来られ、19日の午前中に全員帰宅されました。町内の停電でございますが、18日日曜日午後から断続的に発生し、最大3,050戸が停電となりました。本日午前8時時点で140戸が停電となっております。最後に町内の被害についてでございます。倒木、電線や電話線の破断、カーブミラーの転倒など、現時点で60件ほどの被害報告が上がっております。

農業関連の被害調査については、本日午前中を予定しております。町の施設では、町営住宅の雨漏りが3件報告されております。なお県内では、道路、水道、電気などの基本的社会インフラの復旧見込みすら立っていない地域もございます。そういう方々に心よりお見舞いを申し上げ、台風14号の報告といたします。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） これで報告を終わります。

日程第1、議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて、日程第2、議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、日程第3、議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本4議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第47号、第48号、第49号及び第50号につきまして審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から実施されることとなりました。これまでは民間事業者に対しては、個人情報の保護に関する法律、国の行政機関に対しては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等に対しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律とそれぞれ個別の法律が制定され、適用されてきました。これらを一つの法律に統合するとともに、各地方公共団体がそれぞれ独自に制定していた個人情報保護条例についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管の個人情報保護委員会に一元化することとなりました。これにより、川南町個人情報保護条例及び川南町特定個人情報保護条例については廃止するものとし、個人情報の保護に関する法律の委任等により、条例で定めることとされている事項について、関連町個人情報保護法施行条例により新たに定めるものです。討論や異議はなく、採決の結果全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、最近における物価の変動や、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が、令和4年4月6日に公布されたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙における自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について額の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。討論や異議はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和等が令和4年10月1日に施行されることに伴い、本庁においても同様の改正を行うものです。主な内容として、男性の育児休業取得促進のため、原則1回だけであった育児休業取得を2回まで可能とします。また、柔軟な育児休業取得を非常勤職員にも広げるため、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和を図るものです。討論や異議はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、改正の主な内容として、同条例第10条に規定する使用許可が必要な施設として第5条第2号に規定する子育て支援センターを追加し、附則にて川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を行い、同施設の使用料を定めるものです。なお、子育て支援センターの使用料については、町内居住者は無料、それ以外のものは

1年度あたり1500円となります。病児・病後児保育事業の利用料並びに子育て支援センター、一時保育事業の利用料、利用料についても、それぞれの事業実施要綱にて同じように、町内、町外に分けて定められております。委員から施設が17時で閉庁するが、夜間夜間にかけての使用は見込んでいないのかとの質問に対し、町側から、まずは17時閉庁でスタートする。その後、利用者の意見や要望等分析検討して、十分に対応していきたい。との答弁がありました。その他特筆すべき討論や異議はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについて反対討論をいたします。自公政権は、2021年5月に成立させたデジタル関連法で、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置付け、外部提供した企業に、AI、人工知能で分断させ、儲けの種にさせることを、デジタル改革の名で進めようとしています。私ども日本共産党は、国会でこの関連法に対し、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題があるとして反対しました。

関連法の中の重要な柱の一つが個人情報保護法の改定です。自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制が、データ流通の支障となるとして、改定された個人情報保護法の全国的な共通ルールのもとに一元化するとしました。国は自治体に、2023年4月の改定法施行に間に合うよう、条例の改廃を求めています。自治体の条例が築いてきた優れた到達線をリセットさせようというのです。

議案質疑で、どこがどう変わるのか聞きましたが、私にはなぜ廃止して改正する必要があるのかわかりません。自治体は、住民の個人情報を企業に明け渡さないよう、防波堤になる必要があります。したがって、議案第47号に反対します。反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○議長（中村 昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第47号川南町個人情報保護法施行条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号川南町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委

員長報告のとおり可決されました。

議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第52号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第53号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第54号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第55号令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本号議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第51号、第52号、第53号、第54号及び第55号につきまして審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）についてですが、まず新中学校に関わる財産管理費を所管する財政課を、審査する際には学校を管轄するとともに、土地取得などの交渉窓口でもある教育課職員も同席しましたので申しそえておきます。

まず予算書の5ページ、第2表、債務負担行為補正であります。これは、令和4年度寄附分のふるさと納税特産品発送事業に係るものですが、今年度も寄附が好調であり、本年度の寄附でありながら、返礼品の発送は令和5年度になることが十分予想されるので、1億4,500万円を追加するものです。

歳入の17款1項1目特定寄附金9億円は、ふるさと納税が昨年度の流れから、さらなる寄

付が期待できるので見込み額を計上するものです。委員から、ふるさと納税の好調の要因は何かとの質問には、一つ目には、寄附を募集するポータルサイトの数が増えていること、そしてその新たなサイトが好調であること、二つ目には、返礼品業者が増えたことなどが考えられるとの説明でした。

歳出の2款1項5目財産管理費、修繕料133万9,000円は、通浜交流館の事務室エアコンの取り替え敷地内遊具の撤去、交流館隣の建屋の取り壊し費用とのことです。同じく公共施設予約システムカスタマイズ業務委託料585万2,000円は、公共施設利用者の利便性の向上、利用促進を目的に、施設利用の予約がパソコンや携帯でも可能にするものです。農村センター、運動公園、東地区運動公園、コミュニティセンター、青鹿キャンプ場、総合福祉センターを予定しているとのことです。

同じく新中学校建設用地費購入費1億3,700万円と新中学校建設用地取得に伴う補償費9,800万円に関わることですが、対象となる3者のうち、現住されている1者については、立ち退きを強いることになりませんが、交渉段階で移転の了承は得ているとの説明でした。委員から、交渉は地上げ屋みたいな言動や強要は絶対にしないこと、いつでも丁寧に真摯に取り組むようにとの意見が述べられました。

2款1項9目電子計算費インターネット回線及びWi-Fi機器設置工事、120万4,000円についてです。これは本庁舎、庁舎別館、福祉センター、保健センター、生涯学習センターを対象とした工事です。委員から、これは誰を対象とした、どのような設備なのかとの質問に対し、Wi-Fiは通常二つの電波が出ている。一つは、一般来庁者を対象とした公共用として活用し、他の一つは職員、議員用の業務用を予定しているとの説明でした。

2款1項11目自治振興費山本地区コミュニティセンター改修工事4,059万円についてです。委員から東や通山に比べて1,000万円以上高く計上しているのはなぜかとの質問に、現在、館長室がないので間取りを変更して作ること、ホールの屋根が高く、空調効率が悪いので、屋根高調整で1mほど下げること。そのことにより、窓や窓枠等が全て取り替えられること、また、屋根付き広場の木造テラスを設置することとの説明でした。

9款1項3目災害対策費、白髭地区防火水槽設置用地測量業務委託料240万円ですが、現在図面がないため、代替地の測量業務委託料とのことです。水槽の容量は現在の18立方平方メートルから40立方平方メートルを計画しているとのことです。委員から委託料が高い気がするがとの質問には、地籍図はそもそも役場にあるが、現地にて、平面測量で平面図を作成するためとの説明でした。審査の結果委員から、新中学校建設用地取得に伴う補償費については、動産移転料、特に農業機械の補償額の算出根拠が不明で理解できない。移転後も何ら変わらず使用しても良いと伝えているらしいが、であるなら、なぜそのような部分まで補償することになるのかなど、理解し難いとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第52号令和4年川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,633万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,750万1,000円とするものです。

歳出の5款1項1目国民健康保険運営基金積立金4,450万3,000円は、前年度繰越金から令和4年度までの返還金などの必要額を差し引いたものを基金に積み立てるものです。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第53号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,330万5,000円とするものです。歳入の3款1項1目繰越金の198万7,000円は、令和3年度の歳入歳出決算の状況を見て清算されたものです。特段異議もなく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第54号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ53万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ736万7,000円とするものです。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第55号令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,884万4,000円とするものです。歳入の1款2国庫補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業、10分の10、773万円は、歳出の1款1項一般管理費で同名の整備補助金773万円として計上してあるグループホームあかつき、2ユニット分の災害用発電機新設工事分です。また、7款1項2目償還金の返還金3,174万3,000円は、国、県、社会保険診療報酬支払基金並びに都農町への返還金となっています。特段異議もなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 委員長報告の前にですね、このたびの台風14号により被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。1日も早く復旧されますことを心からお祈りを申し上げます。

では、文教産業常任委員会に付託されました、議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）について、関係課職員の出席を求め、現地確認を行い、説明を受け慎重に審査を行いました。その審査経過と結果について御報告を申し上げます。審査順に報告いたします。

まず、環境水道課関係でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の需用費の114万4,000円は、町営番野地墓地の通路改修で、永代使用墓地との段差があり、その境目に雨水が入り込み、通路陥没と堺のブロック塀が傾倒しているため、その修繕を行う

ものです。他の町営墓地も同様なところがあるのではないかと、調査をするようにとの意見が出されました。

産業推進課関係です。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の事業費153万円は、新型コロナウイルス感染症に対する応援消費事業として、学校給食の食材として、県産黒毛和種牛肉を職員を含む延べ6,145食、5回分を提供するものであります。県の10分の10の補助でございます。4目農業後継者対策費の負担金補助及び交付金100万円は、未来を担う農業後継者サポート補助金で、国の補助対象とならない親元就農者1名分であります。当初予算で5人分計上されていましたが、今回1人分追加であります。県の3分の1の補助であります。

6款1項5目園芸振興費の負担金補助及び交付金2,793万6,000円のうち95万5,000円は、産業振興団体補助金で、JA尾鈴が外国人技能実習生の住居を整備する費用で、大久保の郷の跡地を整備するものであります。10分の10の補助でございます。また稲作経営基盤強化対策事業補助金として2,698万1,000円が計上され、水稻の基幹作業、播種、移植、防除、収穫、乾燥調製等に必要な機械機器の導入支援をするものであります。対象者は7名であります。県が2分の1の補助でございます。

6款1項6目地区産業費の負担金補助及び交付金1,624万5,000円は、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金で、有限会社ハマユウ尾鈴ポーク河野泰芳農場の堆肥舎と堆肥の攪拌装置を、畜産クラスター事業を利用して整備するものであります。県の2分の1の事業でございます。

6款2項林業費2目林業振興費の委託料125万5,000円は町有林松林薬剤樹幹注入委託料で、森林環境譲与税を利用して、伊倉浜自然公園内の松に薬剤を樹幹注入するものです。森林組合へ委託をし、サーフィンセンター北側の約300本見込みでございますが、薬剤注入をするものであります。

6款3項水産業費2目漁港整備費の6万1,000円は、環境生態系の維持回復を安心して活動できる海域の維持を目的として、地域の活動組織、川南漁場保全活動組織であります。構成員8名が実施する事業の事務費であります。活動内容として、底引きでゴミの回収等を行っているようです。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の負担金補助及び交付金2,330万円のうち300万円は、商工会地域経済活性化運営事業補助金で、新型コロナウイルス感染症からの経済回復刺激策として、商工会が会員である商店と一体となった年末大売り出し事業を実施するものです。県の2分の1の補助です。また、工場等用地取得助成金として1,755万円を計上し、企業立地促進条例に基づく奨励措置で、旧竹乃屋を対象地として株式会社ハートフルステージへ助成金として支出するものであります。なお、現在改築中ではありますが、完成予定は12月15日ということになります。この事業も2分の1の補助でございます。次に、工場等関連施

設整備助成金として275万円を計上し、旧竹乃屋のチャペル用地であったところを、駐車場の整備費用に対する奨励措置で助成するものです。これも2分の1の補助でございます。

7款1項3目観光費の工事請負費335万7,000円は、青鹿自然公園キャンプ場トイレ改修工事で、雨水や地下水が侵入し、便槽が汚水で溢れるため、男女ともに2基の和式トイレを簡易水洗トイレ各一基に改修し、利用者の衛生、利便性を向上させるものです。積立金500万円は地域活性化拠点施設の指定管理者からの納付金を同拠点施設の大規模修繕や模様替え、高額な備品の更新に対応するための地域活性化基金に積み立てるものであります。

教育課関係についてです。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の工事請負費の224万1,000円は、中央児童クラブが使用している川南小学校多目的室のエアコン設置工事で、新型コロナウイルス感染症対策として、現在あるものを、容量を拡大するために新たに設置するものであります。上限100万円として、国が3分の1、県が3分の1の補助でございます。

7款商工費1項商工費3目観光費の委託料58万6,000円は、天龍梅 環境整備及び生育管理業務委託料で、年4回の草刈り、樹木医に生育管理業務委託させるものです。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の備品購入費39万円は、GIGAスクール構想に伴い、国が家庭持ち帰りを推奨することにより、家庭でのインターネットを活用した学習やリモートに対応するため、Wi-Fiの整っていない家庭への支援を行うもので、モバイルルーター20台を購入するものです。委託料1,158万1,000円は、新中学校建設造成工事に伴う測量設計委託料200万8,000円と新中学校建設造成工事に伴う基本設計及び地調査業務委託料957万3,000円であります。

10款2項小学校費1目学校管理費の需用費57万1,000円は、川南小学校多目的室のエアコンを取り替えるため、既存のエアコンを初任者指導教室へ移設するための修繕料です。

10款2項2目教育振興費の需用費74万8,000円は、令和5年度、新3年生130人に配布するため、社会科副読本100冊を印刷するものです。現在の残数は44冊ということでございます。

10款4項社会教育費3目文化財保護費の需用費17万6,000円は、川南湿原のオイルフェンスを経年劣化により交換するものであります。長さ20 m ということです。委託料の22万円は、町内文化財パンフレット8,000枚を作成するものです。前回の作成は16年前で、内容更新を含んだということです。

10款5項保健体育費3目学校給食費の工事請負費230万円は、共同調理場を南側外壁塗装工事で経年劣化のため防水塗装工場を行うものです。

建設課関係について、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の委託料1,000万円は、除草、高枝伐採、道路補修等の委託料、委託費が不足するための追加計上であります。8款2項3目道路新設改良費の委託料275万円は、道路環境の保全整備で、高森南線の測量設計

等業務委託料です。農地課関係について、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の償還金利子及び割引料16万2,000円は、農地中間管理事業で、農地貸借契約の変更が2件あり、県に返還するものであります。文教産業常任委員会に付託されました議案第51号について採決の結果、賛成多数で可決であります。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第51号川南町一般会計補正予算（第4号）について反対討論をいたします。補正額は15億6,724万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、114億1,582万9,000円とするものです。

主なものとして、稲作経営基盤強化対策事業補助やコロナ禍による米需要への影響や、米価の大幅な下落により影響を受けている生産者が、水田農業の持続的発展と地域農業の生産基盤強化を図るための予算措置は町民にとって良いことであり、賛成ですが、認められない予算が含まれています。

私は一般質問で、中学校の統廃合はそのまま進めるのかと問うてきました。地域住民の声は、今ある中学校をどうして使わないのか、耐震もしたクーラーもある、新しい学校をつくる必要はない、人口減など声をかけられます。令和3年12月議会で、川南町立中学校統合整備基本計画が提案され、賛成7、反対5で可決された。それに従うのが、議会制民主主義だと言われます。

しかしながら、基本計画は決められましたが、予算計画はこれからです。中学校統廃合の予算はどんな予算と問うたとき、建設課の説明では、川南町立地適正化計画が出てきて、この策定は令和3年度から2か年の計画で令和5年3月末までに策定完了を予定しているとの説明だけで、国に対して予算要求はしていません。今回の補正予算の中に、新中学校建設用地購入費、用地取得に伴う補償費が含まれています。補正予算の中に、まだ確定されていない敷地の測量と、基本設計及び地質調査業務の委託料が含まれていますので、この予算については認められません。従って、この補正予算について反対します。以上を述べ反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論を行います。この予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億7,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億1,582万9,000円とするものであります。

とりわけ、総務費の新中学校建設用地費用地購入費1億3,700万円と、用地取得に伴う補償費9,800万円及び教育費の新中学校建設造成工事に伴う測量業務委託料200万8,000円と新中学校建設造成工事に伴う基本設計及び地調査業務委託料957万3,000円については、川南町新中学校統合整備計画に基づき、粛々と進められている予算計上であります。新しい時代に対応した川南町の中学校のあり方に対する学校規模適正化審議会答申の付帯決議として、中学校設置基準の面積はクリアしているとのことだが、面積を拡張するか、あるいは運動公園の各施設を町民に迷惑のかからないように利用できる手立てを講じることとあり、その答申を尊重され、令和3年12月議会において、不動産鑑定評価等業務委託料が予算計上され、議決を見たところであります。

新中学校建設に向けて着実に前進すべき予算であります。本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子供たちの個性がのびのびと育つ場、夢や目標を持ってその実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南、そして宮崎さらには世界の未来を開いていく人材を育む新中学校を実現するためにも、段階を踏んだ予算計上ということで、議案第51号は賛成であります。議員各位の多くの賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議長（河野 禎明君） 議案51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）、その中で新中学校建設用地購入費、1億3,700万、そして新中学校建設用地取得に伴う補償費9,800万。合計2億3,500万ありますね。それから、新中学校建設造成工事に伴う測量業務委託料約200万、新中学校建設造成工事に伴う、基本設計及び地質調査業務委託料957万3,000円。この案に対して反対意見を申したいと思います。

1週間ぐらい前でしたかね、小学生の親からですね。電話がありました。何と言われたかという、川小に行く子ですね、だいぶ距離が遠いですね。井手ノ上なのか松原なのか、結構距離が遠いですね。子どもは冬ですね、朝登校の時に、暗い時間に家を出るんだそうです。そして今子どもが少ないから、極端な場合ですね集団登校ってなかなか難しくなってるんですよ。それで親はですねとても今小学校の親は登校下校を心配してます。そして、その方が言うには、中学校だけなぜ作るのかと。小学校も統合考えていいんじゃないかと。これはその方の意見はですねずっと話していると、最終的にこういうことでした。新しい中学は作らんでいいがと借金せんでいいがと、唐中を使えばいいがねと、で唐中に小中一貫校を作ればいいじゃないかという意見でした。私もいろいろ話をしました。そういう意見もあるん

だなど。登下校がこれは一番問題だから、登下校何とかすることを考えればいいのか。

ということは私この前ですね、先月だったか、串間市に中学校統合の視察に行きましたね。串間は大変だったんです。統合するのに、距離が遠い中学校が多くて、それを解決したのがですねスクールバスなんです。スクールバスを6台運用してます。これで朝1回登校1回、下校時は2回。運転手をもう雇ってます。これはですね、保護者からとってみたらですね。大変助かることで、登下校が安全、寄り道もしない子供が、親はですね、非常に助かります。

ここでですね私が心配しているのは、建設費が去年の想定と全く違うんです。去年が大体43億円ぐらいの試算があったんだけど今考えたらですね、これ80億円超すかもしれないですよ。中学校だけで、それでももうこういう土地取得費も絡んできます。次ですよ中学校作った後に、小学校は作れなくなるじゃないですか。誰が考えても作れないですよ。中学校だけ作ればいいっていうものじゃないです。これはですね、10年後に子供の生徒数がもう850名切るかもしれません。今中学校だけ急いで作らずに、10年ですね、基金を積み立てて、今ふるさと納税も好調だから、どんどん積み立てができるじゃないですか。積み立てて小中一貫校を考えればですね、この小学生の親も本当助かるんですよ。

で、掛迫、込の口、多賀、通山、尾脇、大体行って聞きました。小学生のおる親と話し合いました。何らですね統合に反対意見は出ませんでした。年配者がですね小学校は残してくれっていう人がいました。いろいろ理由聞くとね、地域の何とかかんとかっておっしゃってた。それはですね、小中一貫校に通わせたとしますよね。土曜と日曜は休みだから、地域の行事は、今の山本小、多賀小でいろいろ行事を組むことでですね、地域の繋がりとかそういうのはですね、作れます。工夫すればできるんですよ。

そしてもうとにかく小中一貫校にしてスクールバスを回せば、これはですね、とにかく保護者が一番望んでるのがここでした。今アンケートをとればですね、これが圧倒的に多くなります。私もそう思います。

とりあえず、もし唐中を利用したとすればですね、今2億3,000万の土地購入代とかあるけど、あと1億か2億予算があれば唐中にですね、校舎が1棟作れるかもしれません。とりあえず中学校はですね、唐中で統合していいと思うんですよ。そしてその後、唐中はエアコンもつけてるし、この前耐震工事のことも聞いたら、ピシャーとした耐震工事がされてましたね。だったらここで10年なら10年経過してですね、財政がどうなのかわかりませんが、財政的に準備ができればですね、私は唐中で小中一貫校を作るか、国立療養所の裏を払い下げてもらって、小中一貫校を作るか、このですね、可能性があると思いますね。これは学校建設はですね、100年に一度の大事業です。もっと町民の声をですね、聞いてほしいです。今町民の声は、金額を聞いたらですね、もうびっくりして、借金するな借金するな、もうこれが一番です。建設もですね。私は生コンのあの3階建てとかそういうことは考えなくていい

と思うんです。

○議長（中村 昭人君） 禎明議員に申し上げます。討論の内容をですね、要約して発言をお願いいたします。

○議員（河野 禎明君） 大体終わったので、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場に立って討論いたします。先ほど同僚議員が、いろいろ自分の価値観で物を言っておりましたが、もう串間の話が出ましたが、串間と川南町は、全てが条件が違うわけですから、串間と川南町を一緒くたにして反対討論するのはどうかなと思います。串間のことを言わせてもらうと長くなりますから言わんけどですね。

この賛成の理由についてであります。原案中に昨年12月定例会に提案され議決承認されました川南町立中学校を統合し、新中学校の設立、建設等を推進するための議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについてに関係する予算3件が含まれております。議案第63号に賛成討論し、同僚議員の皆様にご賛同を求めた当事者として当然の責務として、川南町新中学校早期設立を望む保護者会や町内小中学校 PTA 会員有志一同の強い要望に応え、原案に賛成を討論を行い、皆様の賛同を得て、議決承認してもらい、募集中の新中学校の校名が決まり次第、新中学校設置条例、自治法240の2を提案してもらい、近年の町内の出生数が100人を下回る状況での生徒数の減少により、クラブ活動、授業等に様々な弊害が生じ、教育格差が生じ、児童生徒数の可能性が閉鎖されることの、保護者会や PTA 会員有志一同の不安を一掃するためにも、新中学校設置に邁進すべきと思っています。

最近のコロナ禍やウクライナ情勢と現在の不安定な世相を利用し、新中学校建設を妨害する怪文書が巷にあふれ、厳しい経済財政状況を理由に建設反対を訴え、提案者を困らせていますが、確かにこの怪文書の言うように財政問題で言うなら、唐瀬原中学校の選択肢もありますが、当局としては、財政問題だけで考えているわけではありません。

第1に、憲法第14条、平等であることを第1に考えたのは今回の場所の選定で、当局が一番苦心されたことと私は思っています。財政的な問題については、考えてみてください。本町教育行政は、太平洋戦争時の戦時下、その後の敗戦時の食糧難の混乱で大変厳しい時代においても、憲法第14条、国民の法の下での平等、第26条、全ての国民が等しく教育を受ける権利を有する。義務教育を無償とする等の法律や、また教育基本法を順守し、かの有名な小林虎次郎の米百俵の逸話に倣い、児童教育に係る経費を惜しみなく投入し、幾多の困難を乗り越えてきた結果が、不公平感のない町立小中学校7校の建設設置であります。だから、力強い本町教育行政の実績を鑑み、現在の困難な状況は一過性のものと判断されることから、この困難にも打ち勝つものと信じてやまないのであります。

そうした思いで、昨年12月議会において、議案第63号の賛成討論をするにあたり、最初で

最後の賛成討論をしますと、皆様に賛同を求めましたが、今回2度目を行い、嘘をつくことになりました。小生常日頃より、子や孫に嘘をつきは泥棒の始まりと嘘をつくなどを厳しく指導してきましたが、厚顔無恥とはこのことで弁解の余地もありません。それもこれも本町の将来を担う児童生徒たちの生徒たちの可能性に門戸を開き、保護者会や町内小中学校PTA、有志一同の予定地、川南町立図書館東側への早期の小・中学校設置の強い要望を早期に実現、叶えたいとの一心の嘘であることを将来、子や孫を持つ身になる我が子や孫、そして同僚議員の皆様も理解してもらい、海より深い愛情と海より広い心で許してもらえば幸いと思います。改めてこの嘘を心よりお詫び申し上げるものであります。皆様の賛同を求めて、以上で賛成討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、議案第51号令和4年度川南町一般会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午前11時17分休憩

.....
午前11時27分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第52号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和4年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和4年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和4年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和4年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号令和3年度川南町水道事業会計決算認定について、以上3案件を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計、水道事業会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（竹本 修君） 9月7日の本会議において、一般会計決算審査特別委員会に審査付託されました認定第1号につきましては、9月8日、9日の2日間にわたり、6名の委員で慎重に審査を行いました。その経過と結果について報告します。認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で、認定すべきと決定しました。歳入総額129億4,912万9,733円、歳出総額123億7,871万392円、歳入歳出差引額5億7,041万9,341円となっており、執行率は95.7%です。令和4年度への繰越額2億9,009万9,695円、不用額1億9,222万9,907円となっています。基金残高は61億4,912万2,451円で、対前年比3億7,139万719円の増。また、地方債、現在59億9,842万6,000円で、前年から4,236万円の減となっております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策事業関係に振り回された1年でありました。その関係事業費が国により政策的に予算計上され、その都度、補正予算の臨時議会が開催され、新型コロナウイルス感染症による感染症対策事業、生活を守る給付金事業を即座に対応しなければならず、川南町にあった予算計上は、苦慮されたことと思われま。また、この事業は担当課に限らず、全課の職員の協力がなければスムーズにいかないと思われま。現在までの対応については、結果として良い状況にあると思われま。これからも、町民の

健康、経済を守る生活のために、全課の職員で取り組まれることを望みます。

認定第1号を審査する中で、川南町における産業は農業であるが、今日では遊休農地が多くなり、特に土地利用型の農業経営は厳しい環境はあるとの意見がありました。このような環境の中で、令和3年度において、新規就農者が4名いましたが、この方たちに対し、事業環境の説明指導をしてほしいとの声がありました。また、非常に目にかかることは、予算においては委託事業が多いことです。確かに現在の事業内容が複雑になり、専門業者らに依頼することが必要かと思われませんが、せめて、担当者が十分に説明できるだけの事業への理解を望む意見がありました。これらの意見を踏まえて、次年度へ予算編成等に生かされることを加え、報告とします。

○議長（中村 昭人君） 次に、特別会計、水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員長（児玉 助壽君） 委員会の特別委員会に付託されました認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定及び認定第3号令和3年度川南町水道事業会計決算認定について、その審査の経過と結果について報告をいたします。9月8日、9日両日、関係担当課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査しました。

認定第2号については、国保事業等において、一部反対意見がありましたが、討論採決の結果、賛成多数で原案どおり認め可決であります。

次に認定第3号川南町水道事業会計決算認定については、特段異議なく、全会一致で原案のとおりを認めて可決しました。なお、審査の過程において、次のような意見、要望があったので、各事業別に報告いたします。

国保事業においては、国、県及び広域連合の制度に基づいての運営であり、町単独での制度運営に限度がありますが、今後、政府のウィズコロナの経済活動優先政策で感染予防法の第2類が、第5類に見直しなどがありうるので、知恵を絞り本事業の影響を最小限に抑制してほしいとの要望がありました。また、保険税滞納問題で、原案に反対する意見がありましたが、反対討論を持ってその理由を述べるとのことでありました。

後期高齢者医療特別会計については、人口減少、少子高齢化社会において、生産年齢層すなわち若者への負担の増加が危惧されることから、その軽減のため、高額所得高齢者への保険税増額は今年10月から予定されており、対象者に周知を徹底し理解を求めるよう要望がありました。

介護認定審査特別会計については、別段異議なく原案どおり認められましたが、介護保険特別会計において、介護予備軍対応の介護予防対策が必要との意見があり、そうした施設があることが判明、その周知と利用促進を図るべきとの意見がありました。

漁業集落排水事業についてであります。加入率増が見込めず、一般財源に依存にした厳

しい運営状況になっているが、その中で、起債償還が見込まれ朗報と言えます。下水道事業については、加入率75.1%で、一般会計からの繰入金6,491万2,000円と一般会計を圧迫していることから、加入率アップを図り、健全運営が求められることから、啓発活動を積極的に行い、いかに受益者の環境意識改革を行い、加入率を向上させるべきとの意見がありました。

尾鈴地区畜産用水事業特別会計については、目的外利用であります。運営については、町からの補助金はゼロで、受益者全負担の原則のもと、健全な運営がなされていますが、令和7年度で県営土地改良事業が完了見込みで、本事業は廃止となりますが、管理が、町営に移行していることを念頭に適切な対応をするよう意見がありました。

電子地域通貨事業特別会計については、事業効果が不明であり、事業効果がわかるよう検討が必要であるとの意見や、歳入の調定額の取り扱いについて不適切な部分があり、その指摘と是正の意見がありました。

西都児湯行政不服審査会特別会計については、別段異議なく原案どおり認められました。

最後に認定第3号水道事業会計決算については、本事業については、水道料金が県下の中でも高いと不評を買い、他自治体に比較して高額になっているのは事実であります。これは開拓の町である川南町が生活居住地が点在している地域が多く、町の全ての町民に安心安全な飲料水を提供するために、管水路の延長を余儀なくされ、維持管理等のランニングコストが上昇した結果によるものであるが、近年水洗トイレの復旧に伴い、上下水道としての役目を担い、健康、衛生面において多くの町民が本事業の恩恵を受けている。受益者の運営経費の負担義務は水道料金であります。水道施設は老朽化し管水路の漏水の増加で有収率75.9%となっており、安心安全な飲料水の安定的な供給が危惧されており、健全な運営を維持するためには、漏水の対策の構築と濁水が危惧される老朽原水地の代替原水地の確保等が課題となっており、その課題克服に努めるべきとの意見がありました。以上で、令和3年度認定第2号及び認定第3号の特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 質問ではありません。私も一般会計の特別委員として、一般会計の審査特別委員でしたので修正です。委員長報告で、令和4年度の繰越額2億9,000万ということでしたけれども、令和4年度へのということで、へのが必要かというふうに思いますので、修正方お願いします。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は、案件ごとに行います。

認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論します。

新型コロナウイルスの感染拡大、物価の高騰と円安の中、岸田政権は抜本対策を求める多くの願いに背を向け、ロシアのウクライナ侵略戦争に乗じて、財源も示さずに軍事費2倍化を打ち出しました。日本のジェンダーギャップは、世界116位と立ち遅れ、女性たちは、男女賃金格差や劣悪な処遇の非正規雇用、低年金、貧困化と将来不安の中にあります。今こそ、軍事対軍事でなく、憲法九条をはじめ、日本国憲法に基づく暮らし、福祉、教育優先、平和とジェンダー平等の政治が求められます。

岸田政権は、安倍元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようとしています。そもそも国葬の法的根拠がありません。これを閣議決定で強行するという事は、独裁国家と一緒です。今からでも、国葬を中止するべきです。

令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から討論をします。令和3年度の川南町一般会計歳入歳出決算では、実質収支は、2億8,031万9,646円の黒字決算です。令和3年度の予算は、消費税率10%の増税を使用料、利用料、水道料金、下水道料金にも、上乘せし町民の負担増でした。さらに保育所や老人ホームの民営化など町民の福祉や暮らしに密接な実質部門から手を引き、学校給食調理業務は民間企業に委託しています。労働法制上でも、働く意欲の面でも直接雇用に戻して、処遇改善を図るべきです。平成26年度から文化ホール図書館が指定管理者となり、サンA文化ホールは、川南町にとって誇れる文化施設として直営にすべきです。

川南町では、平成27年度以降、マイナンバー関連事業に予算が投じられています。マイナンバー制度は、日本に住む全ての国民、外国人に、生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関や事務所などに点在する個人情報とその番号を使って簡単に名寄、参照できるようにし、個人情報を活用しようとする制度で、個人情報の流出などの事件事故が問題になっています。同時に、企業が儲けのために、様々な個人情報を一つにまとめ、分析し、人の思考や好みの傾向などがわかると言われ、プライバシーが侵害されます。2016年1月から希望者に対し、顔写真やICチップの入ったマイナンバーカードの交付が始まり、法律が施行された現在もトラブルやマイナンバーを口実にした詐欺などなどがあり、確定申告や年金の扶養親族等申請書に、マイナンバーの記載欄ができたことで、手続きが複雑化、煩雑化し、国民は

無用な混乱を押し付けられています。本来、個人に関する情報は、本人以外にむやみに知られることのないようにするべきものです。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権の一つです。

特に現代の高度に発達した情報化社会では、国家や企業などに無数の情報が集積されており、本人の知らないところでやりとりされた個人情報、本人に不利益な使い方をされる恐れがあります。そのため、どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう、関与する権利もプライバシー権として認めるべきだと考えるようになっていきます。マイナンバーは、大量の個人情報を蓄積し、税、医療、年金福祉、介護、労働保険、災害補償など、あらゆる分野の情報を一つの番号に紐付けしていきます。他人に自分の情報の何を知らせ、何を知らせないかをコントロールできる自己情報コントロール権が著しく侵害されることとなります。生涯同じ番号を使う限り、漏れた情報が蓄積されていけば、膨大なデータベースが作られる可能性が常にあります。一つの番号で名寄せできる情報が多いほど、詐欺やなりすましなどの犯罪に利用される恐れも高まります。マイナンバーカードは身分証明の他に、住民票の自動交付や印鑑証明書交付や健康保険証の代わりに使えるとありますが、病院に専用のカードリーダーが設置されていない病院もあり、健康保険証を持っていかなくてはなりません。他人に見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカードを持ち歩くこと自体が、個人情報保護する点から見ればかえって危険です。現在サイバー攻撃などから完全に防御できるシステムは構築されていません。人工知能、AI など情報通信技術が革命的に短期間で進歩すると言われていています。マイナンバーカードの普及を、国言いなりに進めるべきではありません。

川南町は地方自治体として、町民の立場に立ち、将来を見通した。判断力が求められています。町民の暮らしが今いかに大変なのか、新型コロナウイルスの影響も深刻さを増しています。年金は減らされ、医療や介護、国保の負担は増え、国言いなりの町政ではなく、町民の立場を貫く町政こそ求められています。川南町はこれまで大きな災害がありませんでした。災害に強いまちとして、人口減対策に生かして命を守る災害対策に備えたいものです。住んでよかった川南と言われるように、町民の福祉の増進を図るといって、地方自治体本来の使命の実現を求めまして、令和3年度一般会計決算の認定についての反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 起立多数 〕

起立多数であります。

したがって、認定第1号令和3年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○一般会計決算審査特別委員長（竹本 修君） 令和3年度川南町一般会計決算審査結果につきまして、指摘されました令和4年度への繰越額ということで、訂正方をお願いしたいというふうに思います。

繰越額の年度への訂正でございます。以上です。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午後の会議は1時10分からとします。

午前11時57分休憩

.....

午後01時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま、児玉議員より発言の許可の申し出がありましたので、これを許可します。

○議員（児玉 助壽君） 先ほど認定第2号の後期高齢者医療特別会計についてですね、その軽減のための高額所得高齢者への保険税増額があると言いましたが、正しくは高額所得高齢者への保険税ではなくですね、治療費の窓口支払いが増額になるというふうに訂正しお詫び申し上げます。

○議長（中村 昭人君） 認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定に対し、反対の立場で討論を行います。国民健康保険事業特別会計は黒字決算です。国保加入者が人口減と後期高齢者医療への移行により、被保険者数が減少しています。国民健康保険法は、社会保障及び国民保険の向上を目的とし国民に医療を保障する制度です。その制度が国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。川南町では、法律で定めた最高限度額いっぱいの国保税を徴収しています。住民に寄り添った国保税の徴収を行ってください。地域経済の低迷やコロナ禍の影響など、中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような

ときに、滞納処分や保険証の取り上げは、受療権を奪うことに繋がります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる生活支援や施策を行うことで生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

また、後期高齢者医療制度の導入によって、後期高齢者医療保険料の徴収が行われています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に、都道府県連合会が運営をしています。高齢者の年金額は現在、前年の物価指数や過去3年間の賃金変動など基礎に計算されます。2022年度の減額は、労働者の賃金が抑制された結果です。75歳で医療費が1割負担になってほっとしたところ、2割負担になるとのことです。窓口負担が増えることで、受診をためらい、病気を悪化させる人が確実に多くなります。年齢で差別する後期高齢者医療制度の医療費2割負担には反対です。

さらに、介護保険納付金の課税額についても、同様の定めがあり、生命や健康、生業、商売や農業など、脅かしてはいませんか。川南町で独自にできることはないのか、国がコロナ対策として国保税などの税の徴収、猶予や減免を打ち出しましたが、町民はどれぐらい利用できたのでしょうか。町民の声は国保税は高いと言っています。川南町民の国保税を引き下げべきではないでしょうか。国保税の基金残高は、2億8,091万3,692円です。国保加入者数は5,082人です。全額を取り崩さなくても、基金の一部を取り崩せば引き下げられます。医療保険における最後のセーフティーネットと言われる国民健康保険が、格差と貧困の拡大する中で、疲弊する国民をその制度から締め出しつつあることは大問題です。国が2018年から導入した国保の都道府県化事業は、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。保険料高騰に対する国の緩和策が行われていますが、国保の抱える構造的問題は何ら解決されません。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにもかかわらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために国保税は高騰しています。

川南町は国保税軽減世帯数が61.2%です。国庫負担を増やすことを国に求め、高すぎる国保税の引き下げの手立てを尽くすことが必要であることを強く求めます。年金が減額される中、高い国保税を払い、介護保険料と後期高齢者医療保険を年金から徴収され、現在と将来に不安を感じつつ、残りの年金でやりくりをしているという生活実態を踏まえて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす自治体の本来の姿を強く求めます。川南町電子地域通貨事業は、地域経済発展のためとのことですが、全ての町民が公平にもらえず簡単には使えません。

この特別会計について、マイナンバーカードの普及によって、デジタル社会はいつでもどこでもデジタル化の恩恵を享受できる社会と言われますが、デジタル機器を使いこなせない人は、行政サービスから取り残される恐れがあります。住民が役場に行くのは、事務手続き

のためだけではありません。効率化を口実に窓口が廃止縮小されれば相談も難しくなります。住民にとって身近な存在であるはずの役場が遠い存在となるのではないかと心配します。以上で、認定第2号についての反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 討論いたします。今反対者の反対討論を聞いてると国保事業が黒字経営だから問題があるようなことを言いよりましたが、黒字経営だからこそ、国民皆保険事業が行われるわけですよ。基金を取り崩せばええのなんのとんでもないことを言いよりましたが、黒字経営で基金があるからこそ安定した国保事業が実施できるわけですが。同僚議員の言われるように基金もねえして赤字経営だったら、もう赤字経営そのものがもう国保事業が破綻になるわけですから、あんまりそんな理屈のわからんこと言いよったら笑われますが。もう私も賛成討論する気はありませんでしたけども、同僚議員の反対討論を聞いてたら、いささか憤りを覚えて賛成討論することになりました。認定第2号について、同僚議員の皆様の賛同を求めて討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

起立多数であります。

従って、認定第2号令和3年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号令和3年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号令和3年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に内藤 逸子君及び川上 昇君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

内藤 逸子君及び川上 昇君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、賛成12票。

以上のとおり、全員が賛成であります。

従って、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第14諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に河野 浩一君及び竹本 修君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して、投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

河野 浩一君及び竹本 修くん、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、賛成10票、反対2票。

以上のおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第10号諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に河野 禎明君及び谷村 裕二君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載して、投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

河野 禎明君及び谷村 裕二君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち、賛成11票、反対1票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第16、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中津 克司君及び蓑原敏朗君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

中津克司君及び蓑原敏朗君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち賛成11票。反対1票。

以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、諮問第4号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第17同意第1号。

教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に徳弘 美津子君及び児玉 助壽君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

徳弘 美津子君及び児玉 助壽君、開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成11票、反対1票。

以上のおり賛成が多数であります。

従って、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第18、同意第2号2050年ゼロカーボンシティかわみなみについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） これ、宣言するのはいいんですけど、これ何をどのようにするという具体的な計画っていうのはないのでしょうか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） はい、具体的なものは何かという御質疑でありましたけれども、前回ですね川南町バイオマス産業都市構想ということで町の方がですね、認定を受けております。これもゼロカーボンに資する一つの構想であるというものに加えてですね、今後はですね、これまでも訴えている節電とか節水とかですね、エネルギー転換とかですね、太陽光パネルの利用などですね、こういったものをですねゼロカーボンというふうな位置づけでですねさらに推進をしていくというふうなことで考えておるところです。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今、川南町はどこにどのぐらい排出していて、令和30年ぐらいにはどんくらいになるとかそういうものは具体的なものは全くなくて、あれこれそれって言わ

れましたけど、本当に私達はゼロにするためにどんな努力をしていくのかっていうね、計画があっても良かったんじゃないかなと思ってお尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） はい。具体的にですね CO2の排出量等はですね、環境省のやつで出てはおりますけども、実際にこのCO2の削減をですねどのようにしていくかというのはですね、宣言をしたあと今後ですね様々な政策等で考え、ゼロカーボンを意識して考えていくというふうに取り組んでいくところでございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 宣言だって評価されているとは思いますが本当にこれは実施しなくてはただ絵に描いた餅、紙だけになってしまうと思うんですよね、だからどんなふう努力していくのかっていうのをやっぱり町民に示していただきたいと思います。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） この同意第2号、2050年ゼロカーボンシティかわみなみについてということですけども、これは宮日にも宣言したというふうな新聞記事があったというふうに思いますが、それなら議会に同意を求める必要はないのではないかとこのように思いますが、そこへの取り扱いはどのようになっているのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） はい。ただいまの中津議員の御質疑ですが、町としましてはですね議会初日にですね、町長の方が宣言されたということで宮日の記事に載ったというふうに認識しております。改めまして議会の方にもですね、この宣言に対しての同意を求めているというところであります。以上です。

○議員（中津 克司君） それはちょっとおかしいんじゃないですか。同意を求めているから、同意が得られて公表するというのが私は道順だというふうに思っておりますがいかがでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） はい、全国様々な自治体でですね、いろんな宣言の方法がありますけども、今回につきましては町長をはじめ町としてまず宣言をすると、それに伴って議会の方にもですね、後押ししていただきたいということで同意を求めているという方針で今回行ったところです。先ほども言いましたけど全国の自治体がですね、様々な方法で宣言をしてるところです。以上です。

○議員（中津 克司君） 全国の議会が同意をすれば、宣言すれば、わが町は、議会の同意は後回しでもよろしいという判断ですね。

○町長（日高 昭彦君） ただいま担当が答えたとおり、宣言ということ自体は、町が宣言したということでございます。宮日がですね、記事にいただいたのは我々としては予定しておりませんが、川南町としては、議会の承認をいただいて一緒になってやりたいという思いであります。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗君） はい。今のお答え、少しあの、納得はいきませんがまた別な質

問をさせていただきます。同意2号についてお尋ねいたします。地球温暖化によりましてですね、島が沈んだり気候変動と言われる災害が多発しているわけですが、その原因は二酸化炭素の排出というふうに言われておるわけです。地球環境を守るためにですね、地球人が二酸化炭素排出を減らすよう努力しなければならないことは明確で、ゼロカーボンを目指すことは素晴らしいことで、1日も早く早期の実現を図らないといけないと思うわけですが、ところで、提案理由ではですね、本町の深刻な課題解決と、地域資源であります再生可能エネルギーの有効活用を進めながらとありますけど、これはどういう意味なんだろうか。ということと、先ほど同僚議員がおっしゃいましたけど、あの、すぐすぐとは言いませんけど、ロードマップというんですか、工程表というものは、やはり常々作っておかないと絵に描いた餅になる心配があると思うんですけど。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） はい。ただいまの蓑原議員の御質疑にお答えいたします。先ほども言いましたとおりですね、バイオマス産業都市構想の方ですね謳わせていただいております木質ペレットの活用とかですね、化石燃料からの転換ということで、そういったものも一つの事業としてですね、検討課題に挙げておるところです。もう一点ロードマップをしっかりとしたものを持っておかなければいけないんじゃないかという質問ですが、おっしゃられるとおりですね、この宣言をもってですね、実際にどういったものをどういった温室効果ガスを削減していくという方法ですね、きちんと決めて、その効果検証等もやっていく必要があるかと思っております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひお願いします。宣言だけに終わらないように取り組んでいただきたいと思うんですけど、ゼロカーボンという意味ではですね、化石燃料に頼らない、木質エネルギーを使うという。僕、私、何がどのくらい二酸化炭素を出すのかわかりませんが、燃やすという意味では、再生エネルギーではあるけどカーボンを出すわけですよ。だから、もちろんゼロカーボンが望ましいんでしょうけど、ゼロっていうのは、そう、理念的にはわかりますけど、なかなか難しいことだろうと思うんですけど、木質だったら燃やしていいんですよということであれば、なかなか簡単にゼロカーボンというのは難しいのかなと、頭から木質はいいんですよということであつたらこれはいささかなんだかなあという気もするんですけど。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの蓑原議員の御質疑ですけども、ゼロという表現がですね確かにちょっとわかりにくいところがあるんですが、同じような表現でカーボンニュートラルというものがあります。これにつきましては排出量と吸収量ですけどね、これを差し引き計算したときにプラマイゼロという考え方で、木質につきましては成長段階でですねCO2を吸収するというのも考えて、その分を排出しても差し引きゼロというような解釈でですね環境省等は言っておりますので、その考えを木質の方でお伝えしたところです。以上です。

○議員（菱原 敏朗君） カーボンニュートラルの思想というのは、わかりました。

ただ、場合によって、国が出してるガイドラインの中にもですね、これは国と国との扱いになるのかもしれませんが、排出するところは排出してないところからその排出権を買うというようなことも言われてますので、これが宣言だけに、ぜひ終わらないように御努力いただきたいと思います。我々一人一人ももちろん努力していかないといけないと思うんですけど、地域のことをやっぱ地域自治体が先頭になってですね、やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） ゼロカーボンについては河野英樹君は、担当になったというようなこつを聞くわけですが特命で、やっぱりゼロカーボンシティという取り組みするっていうなら特別室かなんか設置してですね、予算でも提案できるような部署を設けて取り組ませない、掛け声ばっかじゃでけんと思うんですけどね町長。我々資源を相手に試乗をしよるわけですが気温上昇による海水温、高くなったとはもう非常に我々漁師には、漁業者にはこたえるわけですが、今回の台風でも、陸に近くなると以前は海水温が下がるから勢力が弱まりよったちゃけん、今回のとは、海水温はずっと内陸の近くまで高くて、勢力が落ちんで太平洋高気圧の勢力が強くなったかいか知らんけど、もう偏西風の何かが遅くなってですね、いつまでも停滞して2日も3日も海も山も川も時化ておりましたが、やっぱりゼロカーボンに対しては、国民一人一人がですね、そういうふうな考えを持っていかなですよ。2015年に合意されたパリ協定ができた時でも海ものもんか山ものもんかわからんで、そのままなっただけで、やっぱりそれで地球温暖化の何に意識が高まってゼロカーボンになったわけですよ。やっぱりこれで宣言することですね、やっぱり町民全部がそういう意識を持って考え出すとよ、脱炭素という意識も高まると思うわけですが、もうこういうとを出すとはちょっと遅かったかなと思うわけですよ。やっぱりやるならやるごつその担当部署をですねしっかり一国一城みたいなあの対策室を作ってですね、そこで仕事する人が動きやすいような、組織を作っていかな、もう掛け声ばかりになってしまうと思うわけですが、そこ辺のとこをしっかり考えてもらいたいと思っています。町の方ではバイオマスで木質バイオマスとか畜糞を燃やしたりとかいうそういう脱炭素じゃねして、即炭素のような感じになってるからですね。今回、私水力発電を見直していくべきだと思ったわけですが、今回、福島の方に行くような計画してたけど、コロナのおかげで行政調査に行かれなくなったわけですが、河野君に聞いたらその日之影で実際に小水力発電で商業化してるというところがあると伺ったわけですが、だからいつでも行こうと思ったら行けるわけですからよ。そこへんでみんなで勉強して、ゼロカーボンですか、取り組んでいかれるようにして欲しいなと思っておるわけですが、もうなにしてん大変ですよ地球温暖化、もう1人1人が地球温暖化に真剣に取り組んでいくためには、こういう宣言も必要じゃないかなと思うわけですが、掛け声ばかりにならな

いようにしっかりとした対策をとってもらいたいと思いますがどうですか町長。

○町長（日高 昭彦君） 様々な御指摘本当にありがとうございました。地球規模のこういう気候変動についてはですね、現代を生きる我々の責任として、次の世代にしっかりと繋いでいく必要があるというのは痛感しております。他の議員の方も言われたようにですね、絵に描いた餅にならないように、具体的な案をしっかりと町民に示して、一歩ずつ進めたいと思っております。内部の組織については副町長に答弁させます。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおりですね課題が非常に大きいございます。そして、当然先ほどから議員各位の方々からありますとおりですね、ロードマップについても、至急やはり作ってどういう時点でどういうことをしなければならぬと、そしてうちがどういう具体的なですね案を作るという作業も必要でございますので、組織体制の整備も含めて現在内部で検討を始めたというところでございます。以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これから同意第2号2050年ゼロカーボンシティかわみなみについて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は説明のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔 全員起立 〕

全員起立であります。

従って、同意第2号2050年ゼロカーボンシティかわみなみについては、同意することに決定しました。

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました、議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件については、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和4年第6回川南町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後02時18分散会
